

我が国近代における農業水利秩序の再検討

穂 本 洋 哉

目 次

1. 研究のねらい
2. 慣行的農業水利秩序
3. 慣行的農業水利存続の背景：慣行水利秩序の経済分析
4. 農業水利の近代化：慣行的水利秩序の再編
5. 結語：要約とインプリケーション

1. 研究のねらい

戦後の農村民主化政策の一環として、近代的水利関係の構築＝水利改革への模索が昭和20年代を通じて行なわれていた。それは、農業水利権の帰属主体の明確化、水利費の水量割・収益割、水の多目的兼用等を指向したものであり、30年代にはさらに、水利組織の近代的法人化、水利施設の個人の所有化、利用権および水利権の確立、水の市場化等、伝統的水利構造の変革を強く意識した内容となっていた。こうした動きは、実は、戦前期にも見られていた。大正期の「農業水利法」制定への取組みがそれで、戦後同様、伝統的な水利慣行の不合理を正し、個別水利権確立を目指すものであった¹⁾。

これら改革案は、しかしながら、いずれも、既存の慣行水利復活を前に、陽の目を見ることなく終わった。その最大の理由として、戦前期については、近代的な水利権を確立させる水利条件が、主体的にも、客体的にも、十分存立していなかった点に求めることができよう。すなわち、自然・風土的観点からは小水系毎の地域灌漑方式をとる我が国の水利形態が、また、社会経済構造上からは、「零細分散耕圃」が広範に存在するという、我が国固有の農業生産形態が指摘できる。個別水

¹⁾ 戦後の水利民主化への動きについては永田（[1982]pp.6-11）を、また、大正期の動向については栗原・安井[1981]pp.66-68を参照。

利権への胎動は、地域＝部落の集团的慣行水利秩序の中に包摂されざるを得なかったと言えよう。用水はそれぞれの零細耕圃所有者の私的利用に委ねられたものの、それは集团的慣行水利に従う限りでの水利用であり、個別権利よりも、各耕地片相互間の水利用の集团的調整・配分原則の方が優先されたのである²⁾。明治民法により慣習法として承認された水利権は、個別の農家経営体にはなく、事実上、当初は旧藩時代の井組や用水組合を引継いだ各部落の水利土功会に、また、その後の河川法、水利組合法の制定と市町村制の実施の過程で、地方行政機構の下に深く組み込まれた水利組合に帰属したのである。

この慣行的水利秩序は、水利環境が大きく変化する高度成長時代まで存続した³⁾。本稿では、近代期、戦後を通じて1世紀以上存続した慣行水利を中心に、この時期の農業水利構造を、以下の3つの観点、すなわち、1. わが国近代期の水利構造が前提とした末端における慣行的水利秩序の具体的中身、2. 慣行水利存続の背景、3. 慣行水利を基礎とした近代期における水利団体の組織化、から明らかにしていく。第1の慣行的水利秩序については、河川灌漑および溜池灌漑の慣行的取決めとその特徴、水利慣行と「むら」共同体の関わり、また、水利権の在り方に言及がなされる。第2の慣行水利存続については、その背景として、小水系単位の地域灌漑を必然化させた自然（水利地勢）条件、慣行的取決めを必要とした灌漑技術上の制約、その大部分を過去に蓄積した灌漑設備（取水、樋門、溝川）に依拠するという、灌漑資本ストックの固有の存在形態、そして「零細分散耕圃」の広範な存在と稲作農業の小規模性との関連、が指摘される。第3の水利団体の組織化では、我が国の水利近代化の企図が、伝統的水利構造の変革にではなく、むしろ、末端の慣行水利を前提とした水利組合の再編（水利組合の市町村制への組入れ）を図ることの方にあったことに言及がなされる。

2. 慣行的農業水利秩序

農業水利慣行

農業水利慣行とは、過去より継承された農業水利：用水の取水、配・排水、水路維持・管理に関する慣習的秩序を指す。水利慣行は、直接的には、大きく以下の4つに分類することができる。

①河川灌漑における古田・上流の優先：樋門操作、河床操作（「定石」）

²⁾ 永田[1971]p. 52および第2章第3節を参照。

³⁾ 山口県・山口盆地では、昭和30年代に至っても、藩政時代の水利施設・水利慣行がほとんどそのまま維持されていた（桑原公德[1968]、pp. 232 - 233）。岩手県・豊沢川流域でも、前近代的水利秩序が解体し、新たな秩序が形成されたのは、昭和30年代以降のことであった（原田節也、[1982]p. 37）。また、奈良県・奈良盆地の事例研究は、昭和30、40年代を通じた吉野川分水事業による水利条件の改善が溜池用水を潤沢にし、ようやく、「番水」、「割水」等の水利慣行を弛緩させたとしている（鶴川通永[1982]、pp. 232 - 233）。

②溜池灌漑における平等性・持続性の原則⁴⁾：「樋抜き」時期、植付け日時・歩合の規制（「歩植え」、「番水」（「割水」、「畝割」、「切り流し）」、漏水防止と節水のための耕起・代掻き、除草時期と方法（回転除草機使用等）の制約

③水利費の現物徴収

④用水路維持管理のための強制出役：「川掘り」、「川さらえ」、「川除」

自然流下に依存する河川灌漑地帯では、上、下流の水をめぐる対立＝配分は、渇水期・時にとくに深刻であったが、①上流・古田地方が水利用を優先したのは、開田者＝草分けに水の第一位専有権が慣行として承認されたためである。この場合、慣行は、部落＝共同体内構成員間の取決めというよりはむしろ、取水口の位置によって水系（枝川、支線路）を異にする部落間ないし水利団体間の取決めであったと言える。一方、②河川から離れ、恒常的に用水が不足する溜池灌漑地帯では、貯水の持続が不可避とされ、日常的な節水・漏水防止のために、地域構成員すべてに対し、水利用に関する厳格な規制が細目にわたって要求された。河川灌漑とは対照的に、溜池という自己完結的水利である溜池灌漑の場合は、慣行は、水源を一にする部落内ないし水利団体内の取決めであったと言える。もっとも、この持続性・平等性の原則のうち「番水」、「歩植え」は、河川灌漑においても、渇水の際には広く行われていた。

①および②がともに、用水が不足する際＝非常時の水の確保と配分をめぐる取決めであったのに対して、③、④は、水それ自体および水利施設の維持・管理に関する恒常的取決めであった。③の水利費は金銭によらず、しばしば現物（米、酒）で徴収された⁵⁾。また、水利費は使用水量に対してではなく、田畑の広狭に応じて、したがって、固定額が徴収された。一方、④の施設・水路の維持は、ほとんどの場合、直接、労働賦役が求められ⁶⁾、しかもそれが村（部）落構成員全員の強制出役であった点にこの取決めの共同体的側面の強さが窺われる。

「むら」と水利

藩政時代、水利と村落は密接な関係にあった。小規模な水利（枝川や小河川毎に成立した「井組」）は部落＝「むら」が単位となり、他方、規模の大きな水利（幹線・支流の「用水組合」）は村落の連合体であった。「むら」や各村落を代表する「用水惣代」が中心となり、慣習的に合意されたルール＝水利秩序に基づいて、地域の用水の配分と維持管理がなされていたのである。個人ないし個々の家族がそれぞれ独立した単位として「組合」を構成するのではそもそもなく、各個人は、団体の一員として、共同して「むら」や地域の水利にあたる⁷⁾ことがその存立の規範であった。

⁴⁾ 永田恵十郎[1971] p. 192および第3章第1節を参照。

⁵⁾ 農商務省農務局『農業水利慣行調査』（大正5年）「用水二関スル慣行 第一 用水ノ供給ヲ仰ク為メ慣習上金銭其他ノ対価ヲ支払フ実例」を参照。

⁶⁾ 昭和30年時点で、なお、全国の農業集落の89パーセントで農業水利のための賦役が行なわれていた（池上甲[1991] p. 40）。

⁷⁾ 渡辺洋三・金沢良雄[1981] p. 24および同論文第1節を参照。

水利慣行がしばしば「むら」の年中行事にも組み込まれた所以でもある⁸⁾。

「むら」と水利の一体性および慣行水利は、近代に入ってもそのまま引継がれた。私（民）法上、農業水利権は慣習法によっており、明治民法が、農業水利権については成文によらず、専ら、従来の慣行水利権を法例第2条に基づく慣習法としてこれを承認している⁹⁾ことは周知の通りである。また、区町村会法（明治13年制定）は区町村会決議をもって水利土功会を設置することを定め¹⁰⁾、土功会規則が府県知事の下に置かれたことは、旧村を土台とした行政村と水利団体未分離の状態が明治以降もそのまま持ち越されていたことを意味するとともに、以後、水利団体が行政機構に組み込まれていく端緒ともなったのである。市町村制の実施（明治22年）および河川法の制定（明治23年）はそうした行政による水利団体、したがってまた、慣行水利の掌握＝再編の傾向をいっそう強めるものであった。また、旧来の井組や用水組合を行政機構に組み込んだ後年の町村制組合（明治44年制定の町村会法によって設立）は¹¹⁾、まさしく、そうした水利団体の典型的事例であった。

個別水利権確立への動き

すでに述べたように、我が国水利行政の展開の過程で、個別水利権確立への動きがまったくなかったわけでは決してない。大正8年の臨時財政経済調査会による「水利法」制定への動きは、第1次大戦後の国力の増進と前年の米騒動を受け、「糧食の充実」を図る上で農業水利制度の見直しが必要であるとの判断からであった。この時期、政府は、食糧増産のために開墾助成法を制定し（大正8年）、耕地拡張（開墾・地目変更・干拓・埋立）への国費助成を行なっている。またその前年（大正7年）には、土地利用計画（100町歩以上の耕地拡張見込集団地の事業計画）とそのための調査、さらに同9年には農業水利改良計画（水利不良な500町歩以上の土地の用配水幹線の改良）を開始している。これより先、耕地整理法（明治32年制定）により土地改良事業が推進されてきたが、区画改正中心から水利（灌・排水）改良へと土地整備方式の転換が最終的に図られたのも、食糧増産が要請され始めた明治の後年のことであった¹²⁾。農業水利法制定への動きは、他種水利の需要が拡大する中、慣行水利の不合理的を是正し、耕作主義に基づく個別水利権確立により、用配水の整備にちよんとするものであった。

臨時調査会の提案は、より具体的には、専ら旧慣に基づく農業水利の不適當なるものを整理し、農業水利権を財産権として位置づけ、さらに、権利主体を個別に、また、耕作者主義の立場に立ち土地所有者以外の者（小作人を含む）にまで拡張、その上で、水利組合に代わる新たな水利団体の

⁸⁾ 藩政時代の資料「嘉永四年屋代村農業年中行事」（周防・大島宰判）には、賦役出役として「植付後追々水ノ見回り人力、式人」、「用水井手掘り出勤、人力半人」が数え上げられている（『日本農書全集29』、p. 291、農山漁村文化協会、1982）。

⁹⁾ 渡辺洋三・金沢良雄、[1981]p. 4

¹⁰⁾ 渡辺・金沢[上掲論文]、pp. 26 - 27。区町村会法は、「水利土功会に関する集會及び規則」を制定している（池上甲[前掲書]p. 29）

¹¹⁾ 古島敏雄・新井信男[1981]、p. 413

¹²⁾ 新耕地整理法の制定（明治42年）により、灌漑排水工事が耕地整理事業の中心に据えられることとなった。

設置を展望していることなど¹³⁾、それまでの慣行水利を基礎とした権利内容とは大きく異なるものとなっていた。また、慣行水利の不合理的との関連では、これより先の、大正3年「経済調査会」が他種水利・産業政策全般の見地から、産業化に伴う水（電力、工業用水）需要急増下、慣行による水資源の非効率的配分の是正¹⁴⁾を農業分野に迫っていることが注目されよう。

結局、農業水利法は制定されることなく終わった。頓挫した理由は詳らかにされていないが、近代法に即した個別農業水利権を生み出す水利条件は、経営的にも（個別農業経営）、また、技術的にも（個別灌漑）、確立していなかったこと、地主制下、小作者を含む耕作主義に基づく水利権賦与の立場は後退せざるを得なかったこと、他種水利の増大に伴う慣行水利の水資源配分上の不効率さは正要求の矛先は食糧危機（米騒動）への国家的対応の前に緩んだこと、それよりはむしろ、地方行政機構に水利団体を組み込み、個別農家を水利組合へ帰属させ、慣行的水利秩序に基づく伝来的農業生産を維持・継続する方がこの時代の食糧増産のためにはより好ましいとの判断が働いていたこと、等が考えられよう。我が国においては、私的財産権としての個別農業水利権は、近代以降も確立されることはなかったのである。

3. 慣行的農業水利存続の背景：慣行的水利秩の経済分析

明治期以降の水利政策が旧来の水利慣行と組織を変革することなく、かえってそれらに強く依存し、また、地方行政機構にそれらを組み入れる形で水利の組織的強化・再編を図った背景には、その根底において、この時代の水利形態および農業生産の在り方が深く関わっていたものとする。それは、一面においては、わが国の水利および農業生産を規定した自然・風土とその時代の技術的条件に制約されつつ、他面においては、そうした制約下で永年にわたって形成されてきた農村経済の構造的特質の反映であった。そして、それらこそが、水利に関する「むら」＝共同体的規制を強め、個別水利権の確立を阻んだ最も基礎的な条件であった。

我が国水利形態を特徴づけた最大の、自然・風土的要因は、各水系（支流、枝川・溝）単位に独立した小地域集団灌漑である。地域完結的溜池灌漑はもちろんのこと、河川灌漑の場合も、山あい地区では各谷間に分断され、平坦部では支流・枝川もしくは人工的に設けられた溝川流域単位に水利が行なわれていた。技術的に見て、自然流下による掛け流しもしくは用排水兼用の下では、集団灌漑方式が必然化する。個別灌漑はおぼつかず、各農家は、水利に関し、水系毎に形成された部落

¹³⁾ 「農業水利権は物種効力を有するものとし、これが主体は、農業水利に関係ある土地所有者、永小作権者、土地賃借権者等に限定すること」、「強制的農業水利組合を設け、関係区域内の農業水利の按配をつかさどらしむること」（栗原・安井「前掲論文」、pp. 67 - 68）。

¹⁴⁾ 「現在の水利慣行は、これを農業水利より観察して、不適切なるもの少しとせず。けだし同一の流水又は貯水より、水の供給を受くる農地にして、ある地方は排水に苦しみ、ある地方は用水の不足を訴うるとき事実多く、配水上、有利の地位にある地方は、概して水を濫費せる故に、これが節約を為さしむる余地、頗る大なり」（「前掲論文」、p. 66）。

の共同体的取り決めに従わざるを得なかった¹⁵⁾。灌漑・排水の時期、渇水時の水量、したがってまた、植付けの時期、品種や渇水時の作付け規制、水路の維持管理等、共同体取決め＝慣行が優先する結果になったのである。なお、個別灌漑が難しかった当時においては、農民は、不作の危機分散策として、耕地の分散化を図り、品種の早晩に応じて植付け時期を違えていたものと見ることができよう。

農業水利を集团的＝共同体的たらしめた第2の要因は、水利資本の存在形態に関してである。我が国が、アジアでも稀に見る、極めて高度な灌漑農業を展開してきたことはよく知られているが、現存の灌漑施設の実に7割以上は明治期以前に造られていた¹⁶⁾。近代の水利は、その多くが過去から継承された灌漑資本ストックに依存していたことになる。このことは、第1に、藩政村の灌漑資本はそのまま各行政村に移譲され、したがって、その利用＝水利権も、部落共同体のメンバーである土地所有者によって構成される水利団体に帰属したことを意味する。私法上、末端での水利慣行が慣習法として承認されたのは、経済的には、資本ストック帰属主体の問題と捉えることができよう。第2に、灌漑資本の大部分が過去から継承されたものであったために、結果として、水利費は、水資源開発・利用設備の（限界）コストを反映した形で決定を見ることはなかった。一限界コストは、事実上、ゼロに等しかったのである。このことと、水利費が当時、水量とは関わりなく、利用者が所有する土地の広狭によって固定額が徴収されていたこと¹⁷⁾は決して無関係ではあるまい。また、後の、他種水利（工業用水、都市用水）からの農業用水濫用に対する批判は、そうした事態を反映したものと理解できる。

個別水利権確立を阻んだ第3の要因は、この時代の日本（稲作）農業の規模中立性である。農業経営小規模化への動きは近代以前からの現象であったが、明治期に入り、政府の、在来農法＝老農技術普及を柱とする勤農政策：明治農法の確立は、我が国固有農民家族の小規模家族農業への平準化傾向をいっそう強めるものであった。小規模平準化の最大の要因として、技術的には、当時の稲作経営が規模の経済性を有していなかった（規模中立的であった）点を指摘できる。このことは、水利面では、「零細耕圃」を水系毎の地域灌漑に「分散」させたまま、近代以降も、共同体的水利慣行を前提とした水利組織の再編を促す重要な契機になった、したがってまた、個別灌漑の成立を阻んだ要因になった、と考えることができる。小規模耕圃が経営単位毎に集合せず、点在した（＝「分散零細耕圃制」）のは、直接的には、土地の売買・分割相続や、上述したように、生産リスク

¹⁵⁾ このことは、逆に、近年のように、施設の維持管理・水管理の自動化、情報管理装置と直結したダムの調整、取水・送水・分水の一元管理が進むと（永田[前掲論文]、pp. 26 - 27）、伝統的灌漑方式は、自ずとその存立の合理的根拠を喪失することを意味する。また、パイプ・ライン導入は、用水コストの明確化、量水制への移行を促進し、出役労働の日当払いを可能にした（大西・倉本器征[1982]p. 87）。

¹⁶⁾ 池上甲[前掲書]、p. 26)

¹⁷⁾ もっとも、かりに土地の広狭が使用する水量を反映するのであれば、その限りにおいて、この徴収方式もそれなりの妥当性を有していたことにはなる。この時代、農業経営は、その規模においても、また、経営内容においても、均質的であったことが言われている。そうであれば、土地面積の多寡は使用水量を表すことになる。

分散等の結果であったにせよ、基本的には、大規模化への誘因がこの時代の稲作経営には存在していなかったことがその理由として留意されるべきである。小型農具（鋤・鎌）と多肥多労化、栽培・肥培管理の徹底化、そして品種改良をその主たる技術内容とする稲作は、小規模経営をそのまま維持することになんら不利益を被らなかつたのである¹⁸⁾。かかる経営形態の下では、個別水利権成立の客体的条件はおろか、水系毎に成立した慣行下の分散耕圃を所有する農民家族の、同権利に対する主体的条件の形成も阻まれる結果となった。

4. 農業水利の近代化：慣行的水利秩序の再編

農業水利権は、河川法（M23年）に基づいている。すなわち、同法施行規定第11条は、従来の慣行水利権を許可水利権としてこれを承認している¹⁹⁾。河川法のこの規定は、第1に、水利慣行を保護するとともに、第2に、我が国の農業水利権が私的権利（私的財産権）としてではなく、治水や他種水利を含む公水の使用の観点から、公法に基づき地方行政の長より許可された、いわば公法上の権利として存在していたことを示している²⁰⁾。このことは、同年施行の水利組合条例および前年（明治22年）実施の市町村制と併せ考えると、すでに区町村会—水利土功会制下でその枠組が形作られていた慣行水利の地方行政機構への組入れが、中央集権的河川管理を通じて、国家的規模への拡大（農業水利権は、河川法適用河川については府県知事によって、普通河川については地方公共団体の条例に基づいて許可される²¹⁾）を可能にした点において極めて意義深い。水利に関する法制上のこうした在り方に、慣行水利の近代的＝組織的再編を図ろうとする明治期水利政策の意図を読み取ることができるのである。水利組合条例下、組合は私的（土地所有）集団と明確に位置付けられたものの、組合管理者は市町村長・郡長であり、内務省管轄、また、後年制定の水利組合法（明治41年）においても同様であり、行政と水利団体の分離は不十分のままであった。一方、市町村制の実施により旧村（部落）を土台とする水利土功会と市町村の分離が図られたが、市町村の一部である部落の小水利団体が公法人格（＝財産区）と位置付けられた²²⁾ため、かえって、市町村制下、水利組合—部落小水利組合の重層的再編が進んだことが指摘できる。

水利団体の重層的構造は、普通水利組合法（明治43年制定）下、普通水利組合—申し合せ組合の関係にもはっきりと見ることができる。全国組合数73,000中、普通水利組合数（その9割以上は開係面積5,000町歩以上を有する）は僅か3,000にすぎず、残り70,000は規模の小さな申し合せ組合

¹⁸⁾ 日本農業の規模の経済性については、穂本[2000]、第2節（日本型集約稲作経営と規模の経済性）を参照。

¹⁹⁾ 渡辺・金沢[前掲論文]、p. 39

²⁰⁾ [上掲論文]、p. 15

²¹⁾ [上掲論文]、p. 17

²²⁾ [上掲論文]、p. 30

(その99%は関係面積50町歩未満)であった²³⁾。河川灌漑の場合、普通水利組合はその内部に多数の申し合せ組合を有し、旧来の部落関係を内在させながら、全地域的には地主主導の水利関係が展開するという重畳関係²⁴⁾が見られていた。なお、小地域に展開する孤立的な溜池灌漑では、申し合せ組合が多かった。

慣行水利・組織の近代的再編は耕地整理事業を通じて進められた。耕地整理法の制定は明治32年であったが、その後、すでに述べたように、米騒動(大正7年)を受けて、食糧増産のため、国家的政策として、耕地拡張・改良事業が急速に進められた。土地改良を目的とする耕地整理組合は水利維持管理団体である水利組合とは別個に設立されたが、すでにこの時期には、耕地整理法は、当初の乾田馬耕を前提にした不整形・掛け流し・用排水兼用方式から用排水改良事業中心へと改正されていたため(明治42年)、当然、整理事業は、水利組合の事業内容と互に関わり合いを持ち、また、整理事業終了後は、耕地整理組合は改組もしくは解散し、事業の維持管理は水利組合に引継がれたのである。その結果、水利慣行を前提にした対象地域内の耕圃整備と水利改良事業が、国庫補助(明治39年「耕地整理及び土地改良奨励規則」、大正8年「開墾助成法」、大正9年「農業水利改良計画」、同12年「用排水幹線改良補助要項」と融資(勸銀、農工銀による耕地整理組合への貸付け²⁵⁾)をもって、全国=国家的規模で行なわれることになった²⁶⁾。

人口増加と工業化・都市化を前に、食糧増産は明治期以来の国家的課題であった。明治政府がいち早く泰西農法=大農法導入を断念し、小農主義の立場に立つ農業技術の見直し(「明治農法」)へと勸農政策を転換させたことは繰り返し述べたところである。西欧に範をとった大型農機具や欧米の農産物の移入を止め、伝統的農業技術の組織的普及(老農の組織化、農区制度の導入、農談会・農会の結成)とそのいっそうの改良(農学校の開校、農事試験場の設立)が図られたのである。ここで留意すべき点は、農法上の改善が在来技術の組織的再編を通じて達成されていることである。興味あることに、これは、本稿でこれまで論じてきたように、明治期以降の水利改善の仕方と極めて類似している。水利の近代化もまた、既存の水利施設と伝統的な慣行水利を前提とした水利団体の組織再編を図ることによって達成されたのである。末端の慣行水利に変革のないまま、部落共同体もしくは水利団体は、近代法の下に位置づけられ、またそれは、地方行政機構に組み込まれ、再編・系統化されることで、国や行政による資金補助・融資の実現、水利改善、耕地整理事業推進に大いに貢献した。農業近代化とは、我が国の場合、中央・地方政府による勸農政策実現のための、在来諸要素の組織的再編に重要な意味があったと、理解すべきであろう。

²³⁾ 古島・新井[前掲論文]、p. 414

²⁴⁾ [上掲論文]、p. 418

²⁵⁾ 地主の農業投資からの撤退に伴い、法人としての整理組合が日本勸業銀行や府県農工銀行から融資を受けることが多くなった(池上[前掲書]、p. 32)。

²⁶⁾ もっとも、昭和初期においても、不整形・小区画・掛け流しのままのものも多かったという(中川昭一郎[1993]、p. 344)。

5. 結語：要約とインプリケーション

1. 我が国が、その卓越した集約的（＝土地節約的）技術とともに、高度な灌漑施設を有する稲作農業を展開してきたことはよく知られた事実である。これを経済的に見れば、相対的に狭小な土地賦存の下、労働多投、肥料多投による収穫逓減を技術進歩（品種改良と緻密な栽培・肥培管理の徹底）と土地基盤整備（灌漑排水整備・乾田化）によって回避しようとした、ということになる。その動きはすでに近世期より始まっていたが、本格化するのは、明治期に入ってからのことである。明治期以降の、土地生産性上昇を主因とするわが国の高い農業成長率は、そうした農法上および水利を含む土地基盤の改善・改良によるところが大きい。このうち、とくに農法上の改善（明治農法の成立）が農業成長に寄与した点については、これまでに多くの言及がなされてきた。それだけにまた、そうした伝来技術の普及と改良が一巡した後の時期については、老農技術の成長への寄与＝ポテンシャルティー消尽説が強調されることになる。一般に、明治期後年から大正期は、成長率が急速に鈍化したことから、農業成長に翳りが生じた時期として位置づけられている。

この見解＝明治後年・大正期停滞説は、しかしながら、明治農法ポテンシャルティーの側面からのみの議論であり、水利改善を含む耕地基盤整備についてはなんら触れられていない。既に明らかにしてきたように、明治後年以降、大正期は、慣行水利を前提にしたものではあれ、水利関係法の整備、水利団体の設立と組織化、耕地整理事業が本格化する時期であり、この時期はむしろ、農法上の改善・普及に加え、水利・耕地面での改善が進んだ、言わば、集約型日本農業の完成期と理解すべきである。

実際、この時期に成長率は鈍化するものの、それは西日本での稲作農業が生産性においても生産の絶対量においても飽和状態に達したためであって、東ないし北日本では逆に生産を伸ばしていること、この時期はたまたま稲作生産の東西の優劣が逆転する時であり、以後、東、北日本が穀倉地帯としてわが国の食糧生産をリードしていく変わり目であったこと、そして、卓越した日本の稲作技術の寒冷地への適応（多収性の耐冷品種の開発）、を考慮するならば、農法上においても、この時期は、我が国稲作の最高（終）段階たる北進を可能にした時期として積極的に評価されるべきである。

2. 我が国においては、慣行的水利秩序は、一般に、近世村落慣行として形成され、その多くは、農業生産構造の変化、耕地基盤の整備、灌漑技術進歩が急速に進んだ高度経済成長の過程で消滅したが、前代はもとより、近代以降、およそ1世紀の長きにわたり、農村部における末端水利の共同体的（＝「むら」）規制として広く機能してきた。入会山慣行が、購入肥料（金肥）の施用や工業化過程における肥料産業の発達・化学肥料の増投の結果、比較的早くから消滅に至ったのとは対照的と言えよう。水利秩序が市場原理によってでもなく、また、国の指令（規制）によってでもなく、

「むら」の共同体的取決め＝慣習として残ったのは、水の公共（益）財的性格と、わが国の水利が、基本的には、国家的事業を要する「治水」ではなく末端（部落・村落単位）での「利水」で事足りたことの結果であろう。

3. わが国の水利条件を自然・風土および当時の灌漑技術面より眺めれば、慣行水利はその存立の合理的根拠を有したものであったと考えることができる。経済的観点から、第1に、灌漑資本ストックの固有の在り方（過去からの継承）が水利に「むら」共同体的性格を付与した点を指摘できる。ただし、ゼロに等しい農業用水の限界コストが水資源の効率配分を歪める結果を招いた。このことは、後に、他種水利の水需要が増大するに伴い、農業の水の濫用問題として顕在化することになる。第2に、日本農業生産の「規模の経済性」の欠如は、「零細分散耕圃」の広範な存在の、したがってまた、慣行水利存続の（個別水利権を阻む）主体的、客体的条件の経済的説明要因であった。もっとも、稲作農法とは対照的に、耕地整備や水利施設の構築それ自体は、規模の利益を少なからず有したものと考えられる。稲作農業が規模を拡大してなお利益を有することがあれば、それは唯一、この土地改良事業においてであったろう。実際、農法面で小規模家族経営化が進む中で、幕末期から明治初期「田区改良」時代にかけて各地に豪農（雇用労働力を用いた手作り経営地の拡大）が輩出した背景には、末端部落内での、規模メリットを目指した富農による土地・水利施設改良への投資が関係していたものと思われる。しかし、明治20年代以降の水利組合法、河川法の制定、市町村制の実施に伴う行政による水利組織の再編はそうした豪農経営の存立基盤を崩すものであった。期を一にして豪農の手作り経営の後退、小作への土地貸付の一般化（＝寄生地主化）が進行するのは、決して偶然ではあるまい。農法面および耕地整備・水利面における近代化（明治農法の確立と耕地整備および水利組織の国家的再編）が過渡的に輩出した豪農の存立基盤を崩し、近世期から始まる小農時代は、ここに愈々、不動のものになった。先に言及した農民家族の小規模平準化も経営内容の均質化も、こうした近代的小農の特性であったのである。

4. 小規模家族農業を基礎とした伝来的農業技術および慣行的水利の承認と国家的規模での再編は、近代期における我が国勸農政策＝食糧増産政策実現のための制度変革であった。このことは、工業化を支えた近代期の農業発展が過去からの遺産の上に立つのであった点を改めて強く示唆するとともに、我が国農業近代化が、農業生産構造それ自体の変革ではなく、既存の構造を前提としながらそれを法的に承認・保護し、なお且つ、行政機構に組み入れ、集権的に系統化することを通じ行なわれたものであったことを示している。

農業技術（農法）上も水利面においても、小農主義の体制的再編が近代化の企図するところであったが、さしもの永きにわたって日本の農業構造を特徴付けてきた小農体制の基盤は、戦後の高度経済成長期を通じて、大きく変容することになる。農村労働力の都市への大量移動に伴う土地賦存条件（土地装備率）の改善と水利環境の急激な変化の中で（灌漑技術の進歩、兼業化と村落共同

体機能の低下、他種用水需要の増加等)、慣行的水利秩序も解消していくことになる。

[参考文献]

- 穂本洋哉[2000]、「近代日本地主制再考」『経済論集（東洋大学）』25-2
- 古島敏雄・新井信[1981]、「水利団体と水利秩序」農業水利問題研究会編『農業水利秩序の研究』第8章、お茶の水書房
- 原田節也[1982]、「農業水利構造の実態と再編方向—岩手・豊沢川—」永田恵十郎・南侃編著『農業水利の現代的課題』第1章、農林統計協会
- 池上甲[1991]、『日本の水と農業』、学陽書房
- 粟原東洋・安井正巳[1981]、「農業水利行政の変遷」農業水利問題研究会編『農業水利秩序の研究』第2章、お茶の水書房
- 桑原公徳[1968]、西村睦男編『藩領の歴史地理—菟藩—』所収、大明堂
- 中川昭一郎[1993]、「水田の圃場整備技術はどう変わったか」『昭和農業技術発達史2 水田作編』第10章、農山漁村文化協会
- 永田恵十郎[1971]、『日本農業の水利構造』、岩波書店
- 永田恵十郎[1982]、「現代農業水利の諸問題」、永田・南編著『前掲書』序章
- 大西緝・倉本器征[1982]、「農業構造の変貌と水利用」永田・南『前掲書』第2章
- 鶴川通永[1982]、「溜池灌漑地帯における土地・水利用の構造」永田・南『前掲書』第7章
- 渡辺洋三・金沢良雄[1981]、「農業水利制度と水利法制」農業水利問題研究会編『農業水利秩序の研究』、お茶の水書房